

市原市におけるスポーツ活動の阻害要因について

千葉県市原市 鈴木 智



第1章 研究背景と目的

第1節 研究の背景

寿命は2種類の意味で使われることがある。

一つは、人間が生まれてから死ぬまでの時間のことで、何歳まで生きるかの平均的な年数を「平均寿命」という。日本人の平均寿命は平成 22 年時点で、男性が 79.55 歳、女性は 86.30 歳となっている。(注 1)

もう一つは「健康寿命」という使われ方で、健康上の問題がなく日常生活を普通に送れる年数を指す。日本人の健康寿命は平成 22 年時点で、男性が 70.42 歳、女性は 73.62 歳となっている。(注 1)

この平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、差が拡大すれば、医療費や介護給付費等を多く消費する期間が増大することになる。逆に差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。

スポーツ活動や運動習慣が医療費などに与える影響について、つくばウエルネスリサーチは、運動実施群と対象群とで比較を行っている。運動実施群では個別指導と継続支援を可能とする運動・栄養プログラムを継続的に実施し、対象群ではなにも行わなかった。

一般的に医療費は加齢とともに増大するが、プログラムを継続的に実施した結果、図 1 のとおり、両群の間には 3 年後の医療費において約 10 万円の差が発生することが明らかになっている。(注 2)

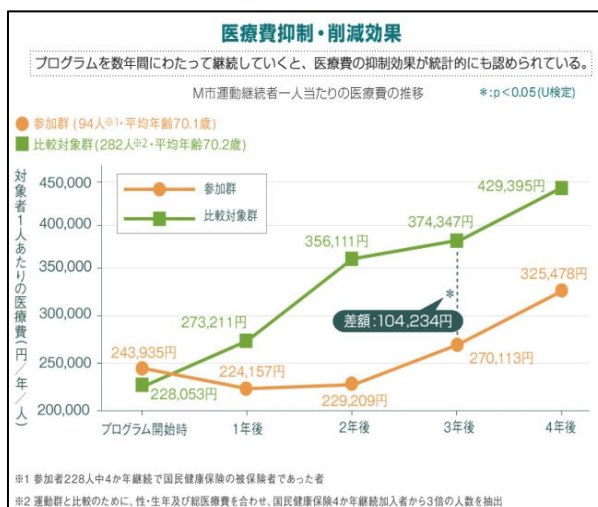


図 1 : つくばウエルネスリサーチ

「e-wellness システムによる医療費抑制効果」

第2節 研究の目的と方法

(1) 研究の目的

スポーツ活動に関する指標については、平成 24 年 3 月に策定された文部科学省のスポーツ基本計画において、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するために、「できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 2 人(65%程度) 週 3 回以上のスポーツ実施率が 3 人に 1 人 (30%程度) となること」が目標に掲げられている。(注 4)

また、市原市においても、市原市のスポーツ振興に関する基本的計画として、平成21年8月に策定された改訂市原市スポーツ振興マスタープランにおいて、同じ挑戦指標を掲げている。(注5) 成人の週1回以上のスポーツ実施率の平成24年度実績値を比較すると、市原市は39.9%、全国値は47.5%となっている。(注3および注6)

このことから、市原市はスポーツ活動が全国と比較して、活発に行われているとはいえないと考えられる。以上を踏まえて、本レポートでは次の2点を目的とする。

- ①市原市でのスポーツ活動や運動習慣を阻害する要因を明らかにすること。
- ②市原市でのスポーツ活動や運動習慣を活性化するための事業提案を行うこと。

(2) 研究の方法

本レポートの構成は次のとおりとする。

- 第1章** 研究の背景と目的
- 第2章** 既往のアンケートと、市の施策の取組状況から阻害要因を抽出する。
- 第3章** 時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境について、先行研究で明らかにされている近隣環境の認識状況の全国的傾向を整理する。加えて市原市民の認識状況を検証するために、市民アンケートを行う。
- 第4章** 第3章の結果から全国的傾向と市原市民の認識状況を比較・分析し、阻害要因の特定を行う。
- 第5章** 第4章を踏まえ、スポーツ活動を活性化するための提案を行う。

第2章 スポーツ活動や運動習慣の阻害要因

第1節 既往のアンケート結果と市の施策

本章では過去の市民ニーズをもとに市原市が立てた計画において、関連が深いと思われる施策の実施状況から、阻害要因を抽出する。

平成20年に市原市は、スポーツに関する市民の現況・ニーズを把握するために、無作為抽出による1,000人を対象としたアンケートを実施し、回答があった370人の結果をまとめている。現在スポーツを行っていない理由についての調査結果は図2のとおりであり、「必要に迫られていない」「特に理由はない」「その他」を除くと、「時間がない」等、5つの理由が明らかにされている。(注5)

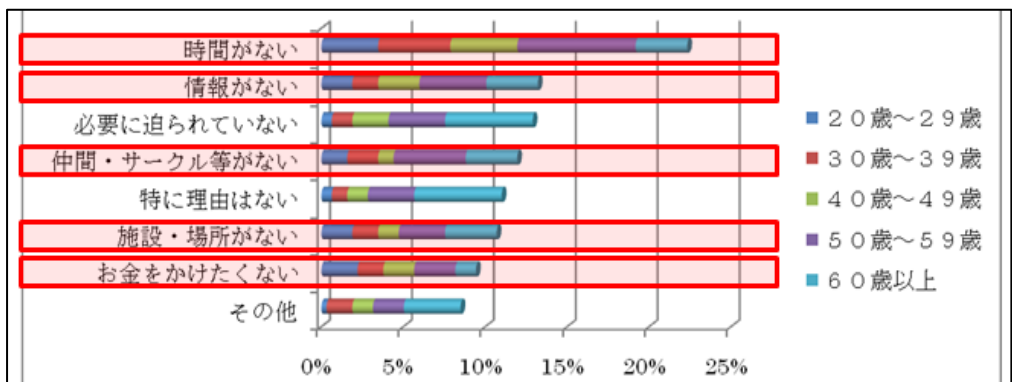


図2 市原市「市民へのスポーツに関するアンケート」(出典:改訂市原市スポーツ振興マスタープラン)

アンケート結果を踏まえ、平成 21 年策定された改訂市原市スポーツ振興マスタープランには、6つの基本的方向とそれぞれに対する具体的取組内容が示されているが、ここでは「アンケート結果から得られた5つの理由」と関連があると考えられるものを抜粋して記載する。

- 基本的方向 1** スポーツによる健康づくり
- 基本的方向 2** スポーツによる子どもの体力向上
- 基本的方向 3** 地域におけるスポーツ振興
 - ・総合型地域スポーツクラブの奨励、設立、運営の支援
- 基本的方向 4** 市原らしいスポーツの振興
- 基本的方向 5** 競技スポーツの振興
- 基本的方向 6** スポーツ環境の整備
 - ・気軽にスポーツに親しむことのできる場の発掘・提供
 - ・スポーツ活動支援サイトの開設及び情報提供
 - ・公共スポーツ施設の整備
 - ・小中学校体育施設開放事業の推進

阻害要因を特定するうえで「アンケート結果から得られた5つの理由」と、市の6つの基本的方向の「具体的取組内容」との関連性については、図3のように整理することができる。

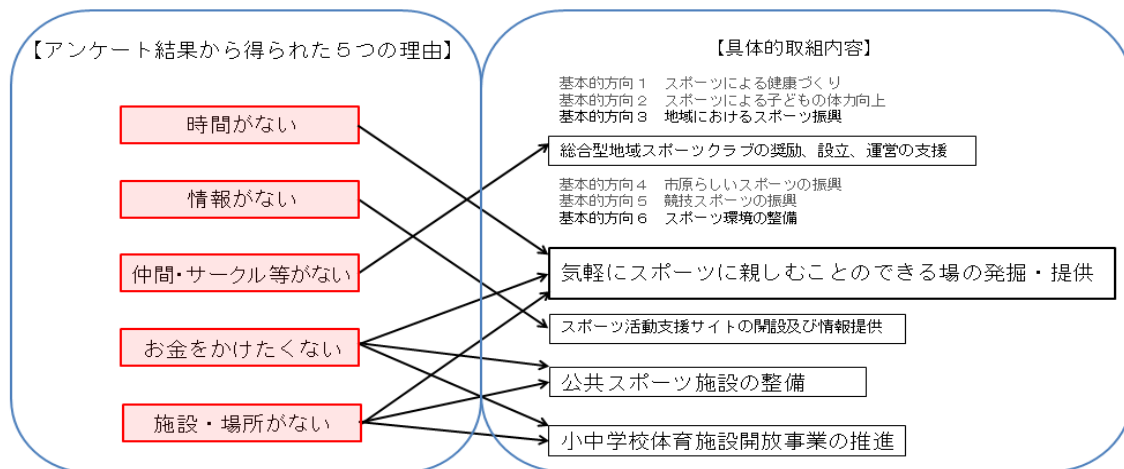


図3 「市民アンケート結果と基本的方向・具体的取組内容との関連について」
 (出典：改訂市原市スポーツ振興マスタープランを参照し筆者が作成)

「具体的取組内容」の平成 27 年度現在での実施状況は次のとおりである。

○総合型地域スポーツクラブの奨励・設立および運営の支援

総合型地域スポーツクラブとは、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、地域住民が主体となって運営するスポーツクラブである。地域に根差した活動であるため、設置されれば、「仲間・サークル等がない」のニーズに対して非常に有用であると考えられる。市原市では平成 27 年度現在で 4 団体設立されており、年間約 1 万 9 千人の参加者があることから、一定の成果を上げていると考えられる。

- 気軽にスポーツに親しむことのできる場の発掘・提供
未実施となっている。
- スポーツ活動支援サイトの開設及び情報提供
スポーツ活動支援サイトは未開設となっている。
施設利用に関する情報提供については、公共施設予約システムの供用を開始し、利用者は 24 時間いつでもオンライン上で施設予約や空き状況の照会が可能となっており、利便性が向上している。スポーツイベント・教室・大会については、市の HP や広報誌での広報を行っている。
- 公共スポーツ施設の整備
平成 24 年に新たな運動施設の供用を開始し、その他の施設においても大規模修繕を実施した。延べ床面積（体育館・陸上競技場・野球場・プール）について、市原市と全国の中都市平均を比較すると、表 1 のとおり全ての施設において全国の中都市平均を上回っていることから、一定の整備は進んでいると考えられる。（注 7）

表 1 運動施設の延べ床面積についての市原市と全国の中都市平均との比較

平成 25 年度	体育館	陸上競技場	野球場	プール
市原市	16,531 m ²	34,601 m ²	149,881 m ²	4,448 m ²
全国中都市平均	15,893 m ²	33,488 m ²	80,938 m ²	2,761 m ²

（出典：総務省「公共施設状況調経年比較表市町村経年比較表」を筆者が加工）

- 小中学校体育施設開放事業の推進
市内全ての小中学校で学校体育施設開放事業を実施している。学校体育施設の利用料金は無料で、年間約 61 万 5 千人の利用者があることから、成果を上げていると考えられる。

これまでの内容を整理すると図 4 のとおりとなり、「気軽にスポーツに親しむことのできる場の発掘・提供」の施策について、不十分であるという可能性が考えられる。

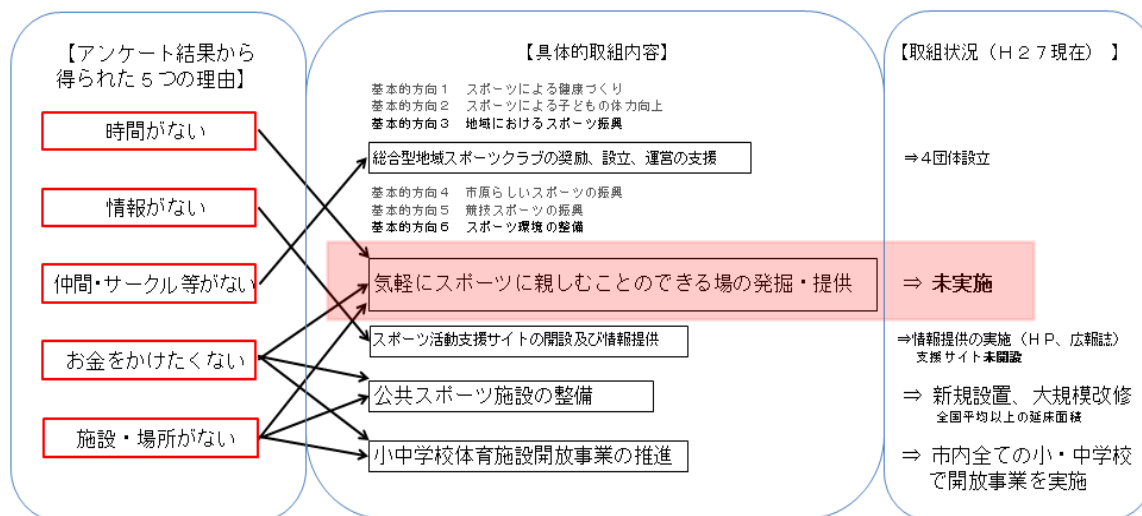


図 4 「市民アンケート結果、具体的取組内容との関連とその取組状況について」

（出典：改訂市原市スポーツ振興マスタープランを参照し筆者が作成）

以上のことから、「時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境」が整っていないことが、市原市におけるスポーツ活動や運動習慣の阻害要因として抽出された。

第3章 市民アンケート

第1節 先行研究

「時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境」をテーマとする先行研究として、JGSS-2010 のデータを用いて、回答者の自宅周辺の「身体活動環境の認識」と「運動頻度」の関連性を明らかにした研究がある。(注 8 および注 9)

JGSS-2010 (日本版 General Social Surveys) の調査条件は表 2 のとおりである。

表 2 JGSS-2010 の調査条件

調査方法	訪問面接訪問留置法
母集団地域	日本全国
標本数	9000
回収数	5003

この先行研究で用いられている設問は次のとおりである。

あなたの家から 1 キロ (徒歩 15 分程度) 以内の近隣の状況についておうかがいします。以下のことはどの程度あてはまりますか。それぞれについてお答えください。		
・ 公共施設 (公民館・図書館・公園など) が整っている。		
・ ジョギングや散歩などの運動をするのに適している。		
1 まったくあてはまらない	2 あてはまらない	3 どちらともいえない
4 あてはまる	5 よくあてはまる	
・ あなたは現在、定期的に運動やスポーツ (ウォーキング、水泳、野球など) を行っていますか。		
1 週に数回以上	2 週に 1 回程度	3 月に 1 回程度
4 年に数回程度	5 ほとんどしない	

調査結果及び、近隣環境の認識状況については表 3 のとおりである。

表 3 定期的な運動・スポーツの頻度と近隣環境の関係、近隣環境の認識状況

	定期的な運動・スポーツを週に数回以上している人の割合				「まったくあてはまらない」「あてはまらない」と回答した人の割合		
	まったくあてはまらない	あてはまらない	あてはまる	よくあてはまる	回答数	総数	割合
公共施設が整った近隣環境	15.5%	23.6%	25.3%	31.9%	446 人	2,464 人	18.1%
運動に適した近隣環境	10.7%	16.4%	24.9%	29.4%	156 人	2,470 人	6.3%

(出典：埴淵知哉 「近隣の身体活動環境と運動習慣の関連—JGSS-2010 による分析—表 1 身体活動環境と運動頻度のクロス集計結果」を筆者が加工)

この調査結果から次の2点が明らかになっている。

- ①定期的な運動・スポーツの頻度と、「公共施設が整った近隣環境」「運動に適した近隣環境」の認識状況に、正の相関関係があること。
- ②全国的傾向として、
18%の人が、自身の近隣環境に公共施設が整っているとは認識していないこと。
6%の人が、自身の近隣環境は運動に適しているとは認識していないこと。

第2節 市原市民アンケート調査(H27)の実施

次に、「市原市では近隣スポーツ環境はどのように認識されているのか」について先行研究による全国的傾向と比較し、「認識されていない要因」について検証するために、先行研究と同様の設問を用いて著者が独自にアンケート調査を実施した。調査の概要を表4に示す。

表4 市原市民アンケート調査の概要

調査方法	電子メールによる調査	母集団年齢	22-60
調査時期	平成27年11月16日から20日まで	標本数	150
抽出方法	市原市役所の職員	回収数	60
母集団地域	千葉県市原市内	回収率	40.0%
母集団性別	男女		

市原市民（市原市役所職員）の近隣環境の認識状況は表5のとおりで、公共施設について他の市民よりもよく認識していると考えられる市役所職員でさえ、5人に1人が「公共施設が整った近隣環境」を認識していない状況が明らかにされた。

表5 近隣環境について「1まったくあてはまらない/2あてはまらない」と回答した人の割合
市原市民（市原市役所職員）

	回答数	総数	割合
近隣環境に公共施設が整っているとは認識していない	12人	60人	20.0%
近隣環境が運動に適しているとは認識していない	8人	60人	13.3%

（出典：市原市民アンケート(H27)の結果をもとに筆者が作成）

次に市原市での近隣環境の実態について検証することとした。なお、先行研究では近隣環境の実態については言及されていない。具体的には、市原市民アンケート(H27)で「1まったくあてはまらない/2あてはまらない」と回答した標本について、住所情報をもとに、実際に住居から1km以内に「公共施設が整った近隣環境」「運動に適した近隣環境」がどの程度存在しているのかを分析した。結果は表6のとおりであり、約半数が自宅から1km圏内に公共施設や運動に適した近隣環境が存在しているにもかかわらず、それを認識していないことが明らかになった。

表 6 市原市民の近隣環境の認識状況と実態の差

	回答数	実際に住居から 1km 以内に施設が 存在する人	割合
近隣環境に公共施設が整っている とは認識していない	12 人	5 人	41.6%
近隣環境が運動に適している とは認識していない	8 人	5 人	62.5%

(出典：市原市民アンケート(H27)の結果をもとに筆者が作成)

第 4 章 課題分析

第 1 節 阻害要因の特定

近隣環境の認識状況について、先行研究の調査結果と市民アンケートの回答を比較すると、表 7 のとおりである。

表 7 近隣環境の認識状況について「1 まったくあてはまらない/2 あてはまらない」と回答した人の割合と成人の週 1 回以上のスポーツ実施率

	近隣環境に公共施設が整っているとは認識していない			近隣環境が運動に適しているとは認識していない			成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 (H24)
	回答数	総数	割合	回答数	総数	割合	割合
市原市	12 人	60 人	20.0%	8 人	60 人	13.3%	39.9%
全国	446 人	2,464 人	18.1%	156 人	2,470 人	6.3%	47.5%

(出典：市原市民アンケート(H27)等をもとに筆者が作成)

どちらにおいても、環境が整っていると認識していない人の割合は市原市の方が高いといえる。そして、認識していない人の割合が高い市原市の方が、スポーツ活動を活発に行っていない。この結果は、先行研究で明らかにされている「①定期的な運動・スポーツの頻度と、『公共施設が整った近隣環境』『運動に適した近隣環境』の認識状況に、正の相関関係があること」を支持するものとなった。

次に、環境が整っていると認識されていない要因について分析を行う。実際に近隣スポーツ環境が整備されていないから認識されていない場合と、実際は整備されているものの認識されていない場合が考えられる。市原市については表 2 で示したとおり、公共施設（体育館・陸上競技場・野球場・プール）の延べ床面積が全国の中都市平均を上回っていることと、表 7 に示すように実際に家から 1 km 以内に施設が存在した人がほぼ半数であるため、実際は整備されているにもかかわらず認識されていない傾向がある。

以上のことから、市原市でのスポーツ活動や運動習慣の阻害要因として、「時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境が、実際は整備されているが認識されていないこと」が抽出された。

第2節 情報提供手段の分析：情報の一元管理

次に、いかに市民の近隣スポーツ環境に対する認識を高めていくのかという課題に取り組むため、「実際は整備されているが認識されていない」理由について考察する。

現在、市原市には次のスポーツ・運動施設が存在しているが、表8のとおり管理している組織がそれぞれ異なっている。

表8 市原市のスポーツ・運動施設を管理している組織（一部抜粋）

スポーツ振興課	市民活動支援課	公園緑地課	観光振興課
有料公園施設 ・サッカー場 ・野球場 ・テニスコート ・プール ・多目的広場	サンプラザ市原 ・フィットネスジム ・温水プール	都市公園無料運動施設 ・テニスコート ・野球場 ・多目的広場	高滝湖畔公園 ・テニスコート

（出典：市原市ホームページをもとに筆者が作成）

例えば、テニスコートは、スポーツ振興課、公園緑地課、観光振興課がそれぞれ担当をしており、用途が同じような施設であっても、設置の経緯等から異なった組織が管理を行っており、十分な連携が取れているとは言い難いため、いわゆる「たらい回し」が発生しやすい状況である。

以上のことから、「実際は整備されているが認識されていない」理由の一つとして、「情報が一元管理されていないことにより、効果的な周知を行うことができていない」ということが挙げられる。

第3節 情報提供手段の分析：地域に特化した情報の発信力不足

市原市は、千葉県で最大の368.17平方キロの広大な市域を有し、10の地区に区分され、町会数は522町会、小学校数は43校にのぼる。市原市から市民への情報提供源は主に、転入した時に配布される「暮らしの便利帳」や、市の広報誌、HPとなるが、どちらも全市民向けの情報であり、身近な地域に特化した情報収集を行うことが困難である。一例として、辰巳台地区での運動・スポーツ環境をHPで検索する場合、ほとんどがトップページから4階層より深い場所で公開されており、すでに情報を知っている人を除けば、必要な情報をすぐに検索することは困難である。（表9）

表9 市原市HPで辰巳台地区での運動・スポーツ環境を検索した結果

第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層
トップページ	文化・スポーツ	スポーツ・レクリエーション	ウォーキングマップ		
トップページ	文化・スポーツ	スポーツ・レクリエーション	市原市スポーツ推進委員連絡協議会	各地区の活動	辰巳台地区
トップページ	くらしの情報	環境・緑化・公園	公園	都市公園	都市公園の管理区分
トップページ	施設案内	公園・緑地	いちまら公園ガイド	スポーツ施設がある公園	
トップページ	施設案内	図書館・公民館	辰巳公民館	イベント・講座	
トップページ	施設案内	図書館・公民館	辰巳公民館	サークル	

（出典：市原市ホームページをもとに筆者が作成）

以上から、「実際は整備されているが認識されていない」理由として、「地域に特化した情報提供が不足している」という課題が挙げられる。

第5章 まとめと提案

第1節 第1章から4章までのまとめ

ここまで、医療費抑制等、健康寿命の延伸のために有効とされる、スポーツ活動や運動習慣について、市原市は全国平均より低い値を示しており、そのスポーツ活動や運動習慣を阻害している要因を特定するための分析を進めてきた。

様々な阻害要因が考えられるが、過去の市民アンケート結果や、改訂版市原スポーツ振興マスタープランの取り組み状況から、時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境について焦点を絞り検討を行うこととした。

先行研究で明らかにされている「①定期的な運動・スポーツの頻度と、『公共施設が整った近隣環境』『運動に適した近隣環境』の認識状況に、正の相関関係があること」から、「市原市において近隣スポーツ環境はどのように認識されているのか」と「認識されていない要因」について検証するために、市民アンケートを行った。

市民アンケートの結果、市原市でのスポーツ活動や運動習慣の阻害要因は「時間が無くても気軽に足を運べる近隣スポーツ環境が、実際は整備されているが認識されていないこと」であると特定された。

また、実際は整備されているが認識されていない理由として、「情報が一元管理されていないため、効果的な周知を行うことができていないこと」、「地域に特化した情報提供が不足していること」などの課題が抽出された。

5章ではここまでの分析結果を踏まえ、市原市でのスポーツ活動や運動習慣を効果的に活性化するための事業提案を行う。

第2節 事業提案：スポーツコンシェルジュの設置

第4章第2節と第3節で挙げられた課題に対して「スポーツコンシェルジュの設置」を提案する。スポーツコンシェルジュの主な業務は、枠にとらわれない「情報収集業務」と、潜在的なニーズを満たす「提案業務」を想定している。

情報収集業務では、ハード面（スポーツ・運動施設、飲食・宿泊施設、交通機関）と、ソフト面（イベント・大会・教室・サークル等）を行う。民間・行政の枠や、市域等の境界にとらわれず、スポーツ・運動等のテーマで横断的に情報を集めることが重要である。収集する方法は、施設管理者やイベント主催者等との関係性を深めることにつながるため、「足で稼ぐ」ことが望ましい。

提案業務では、一般利用者や競技者に対し、情報提供や予約代行を行うことだけにとどまらず、相談者とのヒアリングを通じて潜在的なニーズを見つけ出し、それを満たすための提案を行うことを目指す。本提案の最大のメリットは、ワンストップできめ細やかな情報提供ができる点である。設置効果として、利用者－施設間や、参加者－イベント間でのミスマッチが減少することで満足度の向上が見込まれる。

さらに、問い合わせを待つといった受け身だけではなく、各支所や公民館、保健福祉センターや図書館等の普段はスポーツと関わりがない公共施設や、スポーツショッ

プ、ショッピングモール等の民間施設へ出張窓口の設置も行いたい。興味がない人たちを引きつけるために、手軽に参加できるニュースポーツ体験ブース等を併設することも有効である。出張窓口では各地域に特化した情報提供や、普段あまりスポーツ・運動をしていない市民への周知効果も期待できることから、スポーツ環境の認識が高まり、利用者や参加者の増加が見込まれる。さらに、様々なニーズを持った相談者と接点が生じるため、アンケート調査とは違った形でスポーツ振興に対するニーズを把握することが可能になり、非常に有用である。

本提案の実施に必要な「ヒト・モノ・カネ」等の資源は、ソフト事業であるためヒト（人件費）と少額のカネ（事務費）である。当初の推進体制としては、主として情報収集業務を行う職員1名、主として提案業務を行う職員1名、計2名が想定される。職員については、民間・行政の両者と関係を築くことが重要であるため、民間スポーツ協会を取りまとめている公益財団法人市原市体育協会と公的行事、施設との調整が容易な市原市役所スポーツ振興課の職員を1名ずつ配置する。

次に実現までの流れについて検討を行いたい。流れは大きく分けて3段階となる。第1段階では、スポーツコンシェルジュ設置検討プロジェクトチームを発足させ、設置後の効果測定方法の検証や、各組織がスポーツコンシェルジュに求める役割について整理等を行い、スポーツコンシェルジュを設置する。組織での縦割りとならないために、表9に記載されているような複数の組織で構成し、検討を進めることが望まれる。第2段階では、施設管理者やイベント主催者等と関係性を築き、情報を収集することが主たる活動となる。スポーツコンシェルジュ自体の認知度を高めることが重要となる。第3段階では、一人でも多くの相談者と接点を持つことに重点を置く。ニーズを満たすための提案を行うのと同時に、利用者の声を施設管理者やイベント主催者等へフィードバックすることで、スポーツ環境の向上を目指す。

第3節 終わりに

施設管理やスポーツイベント・教室・大会等に携わると、スポーツや運動に興味がある人や、実際に行っている人との接点は増える。興味がある人や、実際に行っている人に施設やスポーツイベント・教室・大会等についてのコメントを聞くと、概ね好評であることから、一定の成果が上がっているように思える。しかし、健康寿命の延伸という視点からは、それだけでは不十分である。むしろ現在スポーツや運動を行っていない人への情報提供を含め、スポーツや運動を行う機会を持ってもらうための方法について検討することが必要である。

時間がない等の理由で今現在スポーツや運動を行っていない人に、スポーツや運動を定期的・継続的に実施してもらうには、近隣スポーツ環境について認識してもらうことは有用だと考えられる。しかし、認識状況の改善による効果には上限がある。スポーツや運動は本来、必ずしも施設の利用が前提ではなく、例えばラジオ体操等、手頃で身近に行える側面を持つ。スポーツや運動自体を生活の中に組み込み、定期的・継続的な実施へのハードルを下げることも、今後重要になっていくのではないかと考えられる。

【引用および参考文献・ホームページ】

(注 1) 厚生労働省 「平均寿命と健康寿命をみる」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/chiiki-gyousei_03_02.pdf

平成 22 年度の平均寿命と健康寿命の差が男女別の棒グラフで示されている。

(注 2) つくばウエルネスリサーチ 「e-wellness システムによる医療費抑制効果」

<http://www.twr.jp/results/conclusion/conclusion02/>

e-wellness システムとは、多くの住民に対して個別指導と継続支援を可能とする運動・栄養プログラムを提供する管理システムである。筑波大学における研究成果を基盤に、つくばウエルネスリサーチが構築した。IT を活用することで全国どこでもプログラムを提供できること、そして少ない指導者でも多数の住民に対して健康づくりの支援をできることが特長である。

(注 3) 市原市 『第四次実施計画「幸輝いちはら」』

http://www.city.ichihara.chiba.jp/joho/keikaku/keikaku_menu/ichihara_jikkei.html#cmsBB590

基本計画に定めた目標の具現化を図るため、具体的な施策を明らかにし、毎年の予算編成や事業執行の基本となるもの。

(注 4) 文部科学省 「スポーツ基本計画」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/

スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられるもの。

(注 5) 市原市 「改訂市原市スポーツ振興マスタープラン」

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/bunka/suposhintop/masterplan.html>

(注 6) 文部科学省 「成人の週 1 回以上のスポーツ実施率の推移」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jisshi/_icsFiles/afieldfile/2015/10/01/1294610_1.pdf

成人全体のスポーツ実施率（週 1 回以上）が折れ線グラフで示されている。

(注 7) 総務省 「公共施設状況調経年比較表市町村経年比較表」

<http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

平成 18 年度から 25 年度までの、市町村別の公共施設の面積が示されている。

(注 8) 日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集[12] JGSS Research Series No. 9 近隣の身体活動環境と運動習慣の関連—JGSS-2010 による分析—
埴淵 知哉 立命館大学／日本学術振興会特別研究員 PD

(注 9) 大阪大学大学院・人間科学研究科・SRDQ 事務局

「日本版 General Social Surveys (JGSS-2010)」

http://srdq.hus.osaka-u.ac.jp/metadata.cgi?lang=jp&page=s_view&sid=124

日本人の意識や行動を総合的に調べる社会調査を継続的に実施し、二次利用を希望する研究者にそのデータを公開することで、多様な学術研究を促進することを目的としている。